

発行所 京都市中京区壬生仙念町30-2 ラポール京都5階  
京都地方労働組合総評議会（京都総評）  
電話 075 (801) 2308 FAX 075 (812) 4149  
E-mail sohyo@labor.or.jp URL https://www.labor.or.jp/sohyo/  
〈発行責任者〉 梶川 憲 〈編集責任者〉 吉岡 勝

京都労働相談センター  
電話 0120-378-060 E-mail scent@labor.or.jp

# 京都総評

京都地方労働組合総評議会：発行

第 282 号

京都総評

## 第95回定期大会

日時 9月2日(土) 10時~17時(予定)

会場 ラポール京都ホール

### 第95回定期大会を成功させよう

## 物価高騰を上回る 大幅賃上げを

# 組合の力で 要求を前進させよう

### 大会議案要点

京都総評は、9月2日に第95回定期大会を開催します。今大会は4年ぶりに通常開催を予定しています。「物価高騰を上回る賃上げ」をめざしてたたかった23春闘などこの一年を振り返り、新たな一年の方針を決定する大切な大会です。活発な討論で実りある大会になるよう、各組織で大会議案をしっかりと討議して参加しましょう。大会で提案する運動方針の骨子を紹介します。

### 「労働組合なら変えられる」ことを確信に

23春闘で私たちは「譲れない要求」の実現に向けて、ストライキを背景にした労働組合の交渉力を発揮し、大いに奮闘してきました。そして、「譲れない要求」についての職場議論が深まったり、ストライキの学習会を開催したりと、次のたたかいつながる到達を近づけてきました。

たたかって前進を生み出した23春闘の経験に学び、職場を基礎に要求実現の力をもつ労働組合をめざし、ストライキなど交渉力の強化をめざしましょう。「組合に入って一緒に要求を実現しよう」と身近な要求の求心力による要求実現と仲間づくりを

### 悪政を許さない世論を高めて

政府・財界は、デジタルトランスフォーメーション(DX)やグリーン・GXの名の下、政府が一方的に決めつける成長産業への国家予算や人材の集中投資をねらい、労働者の生活を破壊しようとしています。歪調しますが、安心して働

### 5つの重点課題と4つの視点

この一年の活動の重点課題として、5点を提起しています。  
第一に、「大幅賃上げ」です。労働組合の力で物価高騰に負けない大幅賃上げを勝ち取り、賃金底上げを実現することです。  
第二に、「組織の拡大・強化」です。労働組合員を増やして、活動の場を豊かにしていくこと。  
第三に、「公共の力の拡充」です。公の責任を果たさせる公共の力の拡充と社会保障制度の改善などを実現する政治への転換の4つの視点を掲げます。  
第四に、「労働市場改革阻止」です。岸田政権が三位一体の労働市場改革をすすめるようとしていますが、これは、賃下げと不安定雇用の増大を生むものです。働くルールの改悪を許さず、人間らしく働くルールの確立をめざして取り組みを強めることです。  
第五に、「大軍拡・増税阻止」です。「戦争する国」への軍備増強や増税を許さず、憲法9条のいさる社会をめぐり活動強化することです。



最賃引き上げをデモアピール



街頭でも賃上げをアピール

## 時間額40円引き上げ 1,008円に



京都府最低賃金改定の答申だされる

今年の最低賃金改定を審議していた京都府最低賃金審議会は、8月10日に時間額を40円引き上げて、1008円にするのを答申しました。また、答申に「所得税法及び社会保険の扶養要件のいわゆる年収の壁について本格的な改正を求める」ことが明記されました。  
私たちは、一方筆を超える「最低賃金1500円への引き上げと中小企業支援の抜本的強化を求める」署名を労働局に提出し、大幅引き上げを求めてきましたが、答申は、中央最低賃金審議会が示した目安(京都府などBランクは40円引き上げ)の枠を超えませんでした。全国的には目安で示された額を1円から7円上回る答申を出したところも複数あり

国家公務員の給与等を決める人事院勧告が出た。その中で夏季休暇の取得可能期間について、現行の7月から9月を繁忙で取得しにくい職員に限り6月から10月に拡大するという▼国家公務員の夏季休暇は原則連続取得で3日間である。連続取得という制約があるものの、3ヵ月の期間で「3日」の休暇すら取れない職場ってどれだけ多いのだろうか▼働き方改革の中で国家公務員は蚊帳の外なのだろうか。それとも公務員は労働基準法33条で「臨時の必要がある」といえる規制なしに働かせ放題だと強弁するのだろうか▼延長するもう一つの理由として、夏季休暇導入時(1991年)より平均気温が上昇している夏場の働き方の変化していることも挙げられている。それならば期間を拡大するだけでなく日数も増やすとか、有給休暇の取得率を上げることも必要ではないだろうか▼また、空調の適正稼働も重要であり、時間外になればたちまち停止したり、残業をしても午後7時や8時になれば切れる自治体もある▼酷暑の中、この先、夏の働き方が想像できない昭和世代であった。(YT)

TUBUYAKI

国家公務員の給与等を決める人事院勧告が出た。その中で夏季休暇の取得可能期間について、現行の7月から9月を繁忙で取得しにくい職員に限り6月から10月に拡大するという▼国家公務員の夏季休暇は原則連続取得で3日間である。連続取得という制約があるものの、3ヵ月の期間で「3日」の休暇すら取れない職場ってどれだけ多いのだろうか▼働き方改革の中で国家公務員は蚊帳の外なのだろうか。それとも公務員は労働基準法33条で「臨時の必要がある」といえる規制なしに働かせ放題だと強弁するのだろうか▼延長するもう一つの理由として、夏季休暇導入時(1991年)より平均気温が上昇している夏場の働き方の変化していることも挙げられている。それならば期間を拡大するだけでなく日数も増やすとか、有給休暇の取得率を上げることも必要ではないだろうか▼また、空調の適正稼働も重要であり、時間外になればたちまち停止したり、残業をしても午後7時や8時になれば切れる自治体もある▼酷暑の中、この先、夏の働き方が想像できない昭和世代であった。(YT)

